池本美香

ニュージーランドでは、1980 年代後半より大規模な教育改革が行われ、その一環として就学前の子どもに対する保育および教育サービスの状況も大きく変化した。本稿では、ニュージーランドにおける保育および幼児教育の現状について報告するとともに、日本との比較において注目すべき特徴について考察する。

1. ニュージーランドの保育・幼児教育の現状

## (1)保育・幼児教育行政の所管

ニュージーランドにおいては、保育所、幼稚園ともに教育省(Ministry of Education)所管の幼保一元となっている。

保育所は、もとは社会福祉省(Department of Social Welfare)の所管であったが、1980年代後半の大規模な教育改革の中で、幼稚園同様教育省の所管となり、現在に至っている。

ニュージーランドにおける幼児教育(Early Childhood Education)とは、就学前の子どものための教育およびケアを意味する。このため、教育を重視する幼稚園も、ケアを重視する保育所も、ともに幼児教育サービスに含まれ、教育省の所管となっている。

### (2)幼児教育サービスの種類

ニュージーランドにおける幼児教育サービスには、利用者数が多い順に、保育所、幼稚園、プレイセンター、コハンガレオ、プレイグループ、家庭保育サービス、太平洋諸島言語グループ、通信学校の8種類がある(図1)。1996年には、幼児教育サービスを受けている子ども163,925人のうち、保育所が

61,597人(37.6%)で最も多く、次いで幼稚園が46,756人(28.5%)、プレイセンターが17,058人(10.4%)、コハンガレオが13,505人(8.2%)、プレイグループが12,770人(7.8%)、家庭保育サービスが7,615人(4.6%)、太平洋諸島言語グループが3,365人(2.1%)、通信学校が914人(0.6%)、免許を得ていないプレイセンターが345人(0.2%)となっている。

サービスの数で見ると合計で 3,919 ヶ所あり、その内訳は保育所が 1,248 ヶ所で最も多く、次いでコハンガレオが 705 ヶ所、幼稚園が 595 ヶ所、プレイセンターが 545 ヶ所、プレイグループが 486 ヶ所、太平洋諸島言語グループが 150 ヶ所、家庭保育サービスが 130ヶ所で、そのほか臨時の保育所(Casual Childcare)が 40ヶ所、免許を持たないプレイセンターが 19ヶ所、通信学校が 1ヶ所となっている。

近年サービスの数が増えているのは、主に 保育所と家庭保育である。

以下、それぞれの幼児教育サービスの内容について概観する。なお、ニュージーランドでは、義務教育は6歳からだが、小学校は5歳の誕生日以降であればいつでも子どもを受け入れており、ほとんどの子どもは自分の5歳の誕生日から学校に通い始める。よって、幼児教育サービスは、0歳から5歳未満の子どもが対象である。

## A . 幼稚園(Kindergarten)

3歳から5歳までの子どもを対象とした教育的プログラム。年少組は週3日、午後のクラスに参加し、年長組は週5日、午前のクラスに参加するのが一般的である。地方によっては移動幼稚園(Mobile kindergarten)がある。幼稚園の先生は、移動幼稚園も含め、教

員免許(Diploma of Teaching)が必要で、教員 として登録されている。親もプログラムに参 加することが期待されている。

それぞれの幼稚園には親の委員会があるが、運営の責任は地域ごとの幼稚園協会にある。地域の幼稚園協会は、ニュージーランド無償幼稚園協会(New Zealand Free Kindergarten Association)もしくは幼稚園連盟(Kindergarten Federation)のいずれかに属している。

## B. プレイセンター(Playcentre)

1940 年代に始まった親達による協働保育活動。0 歳から就学までの子どもを対象としており、異年齢のクラス編成が中心となっている。半日のセッションで、週5日までの利用が可能。すべての親が当番制でクラスの監督を行うほか、訓練を受けた監督者、もしくは親達のグループが、すべてのプログラムの責任を負う。全国的な組織(New Zealand Playcentre Federation)の下に、地域ごとの協会(Playcentre Association)があり、各プレイセンターを管理している。プレイセンターでは、プレイセンターを利用している親を対象とした学習コースを提供しており、コースへの参加が幼児教育の資格取得にもつながる仕組みとなっている。

## C . コハンガレオ(Te Kohanga Reo)

マオリの文化に根差した幼児教育施設で、ニュージーランドの公用語でもあるマオリ語が用いられる。コハンガレオとは、言葉の巣(language nest)という意味で、マオリ語の教育とマオリ族の発展を目指すものである。コハンガレオは 1980 年代に急速に増え、マオリ族にとっては主要な幼児教育形態となっている。コハンガレオ・ナショナルトラストという全国組織の下に、地域ごとに管理委員会

がある。政府の補助金はナショナルトラスト に支払われ、各地域に配分される仕組みであ る。

#### D. 保育所(Childcare centres)

ニュージーランドでの保育所とは、前述の 幼稚園、プレイセンター、コハンガレオ、太 平洋諸島幼児センター以外の幼児教育サービ スの施設をいい、その施設の教育哲学や目的 などによって、保育所(childcare centres)、幼 稚園(kindergartens)、幼児センター(infant centres)、託児所(creches)、就学前施設 (preschools)などと称する。保育所は、営利企 業が保有するところと、非営利組織(法人組織 や慈善トラストなど)が保有するところがあ る。また、買い物客やスポーツのための託児 所、大学キャンパスの託児所、工場の保育施 設など、企業や組織が付帯施設として運営し ているものもある。すべてのスタッフが訓練 を受けている施設もあれば、訓練を受けてい ない人も含まれる施設もある。

## E . 通信学校(Correspondence School)

政府が設置している通信学校に、幼児教育も含まれている。3歳から5歳の子どもで、家が遠かったり、病気であったり、移動が多かったりという理由で、幼児教育施設に通うことができない場合、訓練を受けた先生が、親とともに家庭での学習のためのプログラムを組む。本、ゲーム、パズルやテープなどの様々な教材と、その年齢に合った活動についてのテキストが送られてくる。通信学校は、学習上重大な障害を持つ5歳未満の子どものためのプログラムも提供している。

# F. 家庭保育サービス(Home-based services [family daycare])

家庭保育は、保育を必要としている親と保 育者を結び付ける組織化されたシステムであ る。保育者自身も親であることが多い。訓練を受けたコーディネーターが、家庭での保育の質を管理したり、親や保育者のための定期的な会合を設けている。保育者は、ニュージーランド資格機関(New Zealand Qualification Authority)が認める訓練のコースに参加することになる。家庭保育には、親が個人的に契約して行うもの(子もり)は含まれない。営利目的で運営されているものもある。

G. 太平洋諸島言語グループ(Pacific Islands language groups [PILGs])

太平洋諸島の様々な言語や文化に基づいて、親達が子どもたちの教育を目的に集まる活動。一回半日で週3日以内であれば、プレイグループの1つとして補助金をもらうことができる。グループが発展して免許を持つ認可されたサービス(Pacific Islands early childhood centres [PIECCs])になることもある。サモア、クック諸島のマオリ、ニウエ島、トンガ、トケラウ諸島、ツバル諸島など、様々な言語をカバーしており、英語を含め二言語が話される場合と、その言語だけが話される場合がある。

H . プレイグループ (Community playgroups )

子どもの教育を目的に親達が集まるもので、地域をベースにした非営利の活動である。 免許の取得は義務づけられていないが、補助金を受けるには教育省が定める基準を満たす必要がある。すべてのプログラムに親の参加が求められる。自治体や教会のホールなど、免許の取得条件を満たしていない場所で運営しているものや、訓練を受けているスタッフのいない親子グループなどがある。プレイグループの多くは免許を持つ認可を受けた幼児

教育施設へと発展するが、その必要性がない と考えるものや、あえてプレイグループのま ま止まろうとするものもある。法人組織とし て登録したプレイグループは、発展途中のグ ループとして補助金を受ける。

(3)幼児教育サービスの利用時間と利用方法 利用時間については、各サービスごとに決められている。

利用方法については、親が各サービスと直接契約する方法となっている。利用料の支払いも、利用している施設に直接支払う。

(4)幼児教育サービスの利用料に関する補助金および税控除

幼児教育サービスの利用料に関しては、政府の補助金(State funding subsidy)がある。 なお、ニュージーランドでは、国立や自治体立といった公立の幼児教育サービスはなく、 行政は民間が提供する幼児教育サービスの質の管理と補助金の支給を行うのみである。

補助金は、認可を受けたすべてのサービスについて、共通のレートで支払われる仕組みで、疑似バウチャー制度(quasi-voucher system)となっている。幼児教育施設は、子ども1人1日6時間、週30時間を限度に、補助金を請求できる。ただし、会計年度末より90日以内に会計検査を受けた財務報告書が必要である。

補助金の基本レート(1997年7月1日変更後)は、2歳以上の子どもは1人1時間当たりNZ\$2.43、2歳未満の子どもは1人1時間当たりNZ\$4.84である。スタッフの資格やスタッフと子どもの数の比率などについて、免許の取得に必要な基準よりも高い基準を満たしている施設については、補助金がより高い

レートで支払われる(2 歳以上は NZ \$ 2.70、2 歳未満は NZ \$ 5.38)。 なお、幼稚園についてのみ、子ども 1 人 1 時間当たり NZ \$ 3.24 のレートで補助金が支払われる。

このほかに、低所得の家庭や特別なニーズ のある家庭に対しては、社会福祉省による保 育料の補助がある。

1997 年度の政府の補助金支払い額は、教育省から支払われる時間当たり補助金が NZ \$ 277.458mで、社会福祉省から支払われる保育補助金が NZ \$ 40m程度となっている。自治体によっては、このほかに独自に保育料に関する補助を行っている。

免許の取得を義務づけられていない太平 洋諸島言語グループとプレイグループのうち、 一定の基準を満たすものについては、教育省 の 就 学 前 教 育 部 (Early Childhood Development Unit)より、子ども 1 人 1 時間 当たり NZ \$ 1 のレートで補助金が支給され る。限度額は週3日半日で年間 40 週25 人分 までで、1 つのグループで年間 NZ \$ 9,000 ま でとなっている。

コハンガレオに関する補助金については、 コハンガレオ・ナショナル・トラストを通じ て分配される仕組みとなっている。

このように、補助金に関して施設の運営主体による格差はないが、非営利の幼児教育サービスに対しては特別に、資本形成のための支援制度が設けられている(Discretionary grants and loans scheme)。

なお、親が働いている子どもの保育料については、保育料の支払い1ドルあたり33セントの税額の割り戻しがある(限度額はNZ \$310)。

#### (5)スタッフの配置基準

スタッフと子どもの数に関する最低基準 は表1に示す通りである。

なお、子どもの数について、一度に 50 人以上の子どもを預からないこと、2 歳未満の子どもを一度に 25 人以上預からないこと、一度に 16 人以上の子どもを夜中に預からないこと、2 歳未満と 2 歳以上の子どもを一緒に預かる場合には、許可が下りない限り 25 人以上一度に預からないことが定められている。

そのほか、幼児教育の資格(もしくは 100 以上の資格ポイント)を持つ人が、常に子ども と一緒にいて責任を持つことが義務づけられ ている。

## (6)施設・設備の基準

空間の基準については、家具の置いてある場所、廊下、トイレ、スタッフの部屋、2歳未満の子どものための寝室など、遊びに使えない場所を除いた空間が、子ども1人当たり2.5㎡必要であることが定められている。

屋外スペースについては、子ども 1 人当たり 5 ㎡が必要とされている。

そのほか、免許を得るための最低基準については、台所、トイレ、洗濯設備、昼寝のための設備、明るさ、換気、音、温度、火災や地震の対応、安全、衛生、食事や飲み物に関する記述がある。

## (7)家庭保育サービスについて

家庭保育サービスも教育省の所管となっている。基準等については、幼児教育施設について 定めた規則 (Education (Early Childhood Centres) Regulations 1990)とは別に、家庭保育の組織や子どもを預かる家に関して指令 (The Education (Home-based

care) Order 1992)が出されている。

それによれば、遊びのための室内スペースが 10 ㎡以上あることや、保育者は20歳以上でなければならないこと、保育者は一人以上で、6歳未満の子どもは4人まで、2歳未満の子どもは2人までしか預かれないことなどが定められている。

保育者のネットワークは、一人以上のコーディネーターを置き、コーディネーターは月に一度は保育者の家を訪問して保育の状況を確認することになっている。

## (9)乳児の保育方法

前述の通り、1997年には0歳児の12.6%、1歳児の31.4%、2歳児の50.1%が何らかの幼児教育サービスを受けているが、サービスの種類を見ると、0歳児ではプレイグループなどの免許なしのサービス、保育所、プレイセンターの順で利用率が高く、1歳児および2歳児では保育所、免許なしのサービス、プレイセンターの順で利用率が高い。

乳児については、このほかに「最初の教師としての親」(Parents as First Teachers=PAFT)というプログラムがある。これは、親が子どもにとって最初の、また最も重要な教師である、という理念にもとづく親教育のプログラムである。3歳までの家庭に対して、無料で、家庭訪問などによって親に対する様々な支援を行っている。

このプログラムは、ハーバード大学の研究をベースにしており、1991 年にスタートした。ハーバード大学の研究成果は、1981 年より Parents as Teachers という

## (8) 幼児教育サービスの普及率

前述のように、従来は教育省の所管であった幼稚園やプレイセンターが、幼児教育の中心を担っていたが、現在は保育所、家庭的保育サービスもすべて教育省の所管となり、幼児教育の役割を担っている。

1997 年には、5 歳未満の子どものうち55.8%が何らかの幼児教育サービスを受けている。年齢別に見ると、0 歳児では 12.6%、1 歳児では 31.4%、2 歳児では 50.1%、3 歳児では85.9%、4 歳児では96.0%となっている。

プログラムとして展開しており、ニュージ ーランドのほか、オーストラリア、カナダ、 イギリス、マレーシアなどでも実践されて いる。Parents as First Teachers National Center(PATNC)がアメリカのミズーリー 州のセントルイスに 1987 年に設立され、 すでに8,000人以上の教育者が訓練を受け ている。ニュージーランドでは、1993 年 に Early Childhood Development (ECD) が教育省の許可を得て、ニュージーランド の PAFT National Centre を運営するこ ととなった。活動内容としては、ミズーリ ーの PAT National Centre との交渉、ニュ ージーランド版の親教育プログラムの開 発、PAFT を実施するにあたっての交渉、 PAFT を行う教育者の養成、PAFT プログ ラムの成果についての調査研究などを行 っている。

1993 年以来、200 人が PAFT の教育者 として養成されている。また、マオリの家 族向けの PAFT(Ahuru Mowal)が 1999 年 8 月よりスタートしている。なお、この PAFT の費用は政府が負担している。

PAFT は、幼稚園、保育所、プレイセン

ターなどにおける幼児教育を補完するという位置付けのプログラムで、具体的には訓練を受けた教育者が家庭を訪問して個別にいろいるアドバイスを行うことが中心だが、そのほかにグループミーティングを企画することもある。

PAFT により、親は以下のような問題について、具体的な知識、アイディア、活動、資料などを得ることができる。

- ・子どもにどうやって楽しく、かつ教育的 でお金のかからない経験をさせるか
- ・子どもが学ぶ機会として、日常生活の場 面をどう生かすか
- ・どうやって子どもを本好きにさせるか
- ・安全でかつ楽しい環境を作り出す具体的 なアイディア
- ・子どものしつけの具体的な方法
- ・どうやって子どもの潜在的能力を伸ばし てあげるか

ニュージーランドでは、すでに 11,000 以上の家庭がこのプログラムに参加して いる。

#### (10)育児休業制度

親休暇が、出産した母親とその配偶者、 5 歳未満の子どもと養子縁組した場合に認 められる (Parental Leave and Employment Protection Act 1987)。週10 時間以上、12ヶ月間以上、同じ雇用者の下 で働いていることが、親休暇取得の要件と なっている。休暇中、賃金は支払われない。

親休暇は、妊娠期間中に 10 日間認められるつわり休暇(Special Parental leave)、出産した母親に 14 週間認められる出産休暇(Maternity leave)、配偶者の出産に際して 2 週間認められる父親休暇(Paternity

leave)、子どもの 1 歳の誕生日まで(養子縁組みの場合は縁組みしてから一年まで)に両親合計で 12 ヶ月間認められる育児休暇(Extended leave)からなる。出産休暇の取得日数は、育児休暇の日数から差し引かれるが、父親休暇の取得日数は育児休暇の日数に影響しない。

親休暇が4週間以内の場合、雇用主はその雇用を保障しなければならないが、4週間以上の場合は、代替の人を雇うことができる。ただし、休暇からもどった人に対しては、前職と同程度の職を与えることが義務づけられている。

また、妊娠や出産、親休暇の取得を理由とした解雇は認められない。

(11)幼児教育サービスの質向上のための取り組み

幼児教育サービスの評価は、政府の教育評価庁(Education Review Office)が行う。免許を持ち認可を受けている幼児教育施設については、法律の基準を満たしているか、また施設が掲げる目標が達成されているかどうか、3、4年に一度検査が入ることになっている。また、定期的な検査のほかに、苦情があった場合や問題があると疑われるような場合に、検査を行うこともある。検査で問題があるとされた場合には、その後の対応は教育省の管理センター(Ministry of Education Management Centres)にまかされる。教育評価庁により作成された検査報告書は公開されている。

なお、前述の通り、より高い基準を満た しているサービスについては、高い補助金 のレートが適用される仕組みとなってい る。

1989 年の新しい教育法(Education Act 1989)は、幼児教育サービスに対して、施 設の設備等の基準を満たすことによって 免許を得るのとは別に、サービスの内容に ついて、教育省が提示する「期待される目 標と実践」(Desirable Objectives and Practices=DOPs) に沿って文書化すること を義務づけた。この文書(charter)によって、 サービスの質が一定に保たれているとい うことが認可され、それに対して政府の補 助金が下りる仕組みとなっている。この DOPs は 1996 年に改定され、1998 年の 8 月より新しい DOPs への対応が義務づけ られた。各サービスが新しい DOPs に対応 することを支援する目的で、教育省は1998 年に Quality in Action という手引書を発 行している。

1999 年には教育省はさらに The Quality Journey というサービスの質向上 のためのガイドブックを発行した。これは 施設が自発的にサービスの質の向上に取 り組もうとする際の手引き書であって、こ れに沿って運営することを義務づけるも のではない。サービスの質向上には、子ど もの学習 (Teaching, Learning and Development)、大人のコミュニケーショ (Adult Communication 組織の運営 Collaboration) , (Organizational Management) という3つ の側面から絶えずチェックをすることが 期待されている。それぞれについて目標を 設定して、それが達成されているかをチェ ックするという Plan-Do-Study-Act とい う継続的な質向上の取り組みが推奨され ている。

#### (12)延長保育等の特別保育の状況

法律上、一度に 16 人以上の子どもを夜中に預からないことという規定はあるが、延長保育等については施設ごとの対応となっている。

#### (13)幼児教育の内容

幼稚園、保育所、プレイセンター、コハンガレオなどのすべての幼児教育サービスに共通のカリキュラムがある。このカリキュラムは 1991 年より検討が開始され、1993 年の 10 月にはカリキュラム案がすべての施設に送られ、600 人以上の人からカリキュラムについての新しいアイディアや修正事項が寄せられた。これをもとに1996 年の 6 月に完成した。これはニュージーランドの幼児教育における最初のカリキュラムである。このカリキュラムはTe Whariki(テファリキ)とマオリ語で呼ばれ、英語とマオリ語で書かれている。

幼児教育のカリキュラムの内容は、まず大原則として、子ども自らが学ぶこと (Empowerment)、全人的な成長(Holistic Development)、家族・コミュニティーとのつながり(Family and Community)、様々なものの関係を通じての学習 (Relationships)の4つが挙げられている。そして、カリキュラムの要素としては、子どもの健康と幸福(Well-being)、子どもの個性(Belongings)、学習における子どもの貢献(Contribution)、コミュニケーション (Communication)、新しい経験を通じた探究(Exploration)の5つが挙げられている。これらの原則および要素を土台に、プログラムが組まれることが期待されている。

#### (14)保育者の資格および養成

ニュージーランドでは、保育所の所管が教育省に移されるなど、教育に重点が置かれている。このため、その教育を担うスタッフの質についての改革の必要性も早くから指摘されていた。幼稚園では従来、3年間の学習により教員免許(Diploma of Teaching)を取得した人のみが採用されているが、幼稚園以外のサービスにおいては教員免許のない人もスタッフとして働いている。幼児教育施設の設立に当っては、国の基準では、一施設に2人以上の免許取得者が必要となっているが、実際は1人確保するのも難しい状況である。

そこで当面の移行措置として、1997年1月より1999年12月までの期間は、一定の幼児教育に関する訓練をポイントとして換算(Early Childhood Point System)して、100ポイント以上の人を教員免許を持っている人の代わりに採用することができることになっている。ただしこのポイントシステムは、あくまで移行措置と考えられており、ポイントを取得したからといって、教員免許を取得することはできない。今後は3年間の学習による教育免許の取得を義務づけるとともに、2002年1月からは2年間の現場での実習を義務づけようという動きが出ている。

現在幼児教育の教員免許をとることができる機関は、オークランド教育大学、クライストチャーチ教育大学ほか計 14 の機関となっている。

幼児教育に関する資格については、教育 大学等で得られる幼児教育の教員免許 Diploma of Teaching(Early Childhood Education)と、大学で得られる幼児教育の 学士号 Bachelor of Education(Early Childhood Education)のほかに、職業に関 するあらゆる資格を管理するニュージー ランド資格機関 (New Zealand Qualification Authority)の枠組みの中で の資格がある。国家資格フレームワーク (National Qualifications Framework)は、 8 つのレベルで構成されており、農業、工 芸、ビジネス、コンピュータ、医療、法律、 教育など、あらゆる職業に関する資格が含 まれている。レベル1~3 は中学・高校程 度、レベル4~6は専門学校程度、レベル7 と8は大学・大学院レベルの資格となって いる。このフレームワークの特徴は、どの ようなコースを何時間取ったかといった インプットではなく、どのような知識や技 術が身についたかというアウトプットを 重視していることで、職場での学習など 様々な学習機会が資格取得につながるよ うな柔軟な仕組みになっている。このフレ ームワークの中で、幼児教育に関する資格 としては次のようなものがある。

- National Certificate in Early
  Childhood Education and Care
  (Parenting Education) -Level 3
  親としての学習に対する認定
- □ National Certificate in Early
  Childhood Education and Care
  (Centre-based) -Level 5 施設保育に
  関する学習に対する認定
- □ National Certificate in Early
  Childhood Education and Care
  (Home-based) -Level 5 家庭保育に
  関する学習に対する認定
- □ National Certificate in Early Childhood Education and Care

(Nanny) -Level 5 ナニーに関する学 習に対する認定

- □ National Certificate in Early
  Childhood Education and Care
  (Parenting) -Level 5 親に関する学
  習に対する認定
- □ National Diploma of Teaching (Early Childhood Eductaion) -Level7 幼児教育の教員資格

なお、幼児教育の資格を得るための高等 教育機関に対しては、教育省より補助金が 支給されている。そのほか、コハンガレオ、 保育所、プレイセンターなど、幼児教育施 設での訓練についても、補助金制度がある。

# 2. ニュージーランドの保育・幼児教育の課題

幼保一元化により、就学前ケアのサービスすべてが教育省の所管となり、教育省より補助金が支給されることとなったが、実際多くのサービスにおいては、十分な教育的活動が行われていないという問題が指摘されている。教育省が補助金を出す意図は、幼児に安全な保育環境を提供することとであるが、そのことを十分理解しているのは保育であり、教育省の補助金により施設も多い。近年増加しているのは主に労働市場なのではないか、との指摘もなされている。

すべての就学前ケアが教育省の所管に 統合されたのは、1986年1月からである。 これは、国連の子どもの権利宣言(United Nation's Declaration on the rights of child)の流れを受け、就学前ケアについて 様々な検討がなされた結果であるという。 意味のない保育と幼児教育の区別をなく したこと(ending what had become a meaningless distinction between childcare and pre-school education)は、就 学前ケアにおける最も大きな改革であっ た。

1980 年代には、インフレと失業が深刻になり、そのため女性が働かなければならなくなり、同時に一人親世帯の増加、フェミニズム運動の高まり、マオリのベビーブーム世代が親になることによる保育所不足などの要因が重なり、保育の質に対する問題意識が高まった。こうした背景もあって、教育という視点から、就学前ケアの改革が進められたものと考えられる。

さらに、一連の教育改革全体の中での位置づけとして、就学前の教育に重点が置かれていることも注目される。就学前教育を他の教育分野と同等に扱うべきという考え方から、政府の資金が積極的に投入されている。これは、できるだけ早い時期に基礎的な能力を身につけさせることが、その後の教育の効果を高め、結果として政府の教育費負担の軽減にもつながるという判断があるものと考えられる。

幼保一元化にともない、すべての就学前ケアサービスをコーディネートする役割として、就学前教育部(Early Childhood Development Unit)が創設されている。 ECDU は、家庭での親教育のプログラム (Parents as First Teachers)も提供している。

今後の幼児教育の目標として掲げられ ているのは、親教育や家庭への支援をさら に充実させること、就学前ケアのサービス の利用率を高めること、一層のサービスの 質の向上を図ることとなっている。

3. ニュージーランドの保育・幼児教育の特徴について

以上がニュージーランドの保育・幼児教育の現状と今後の課題であるが、最後に日本と比較して、ニュージーランドで特徴的なことをまとめておきたい。

#### 教育省による一元化

以前は幼稚園は教育省、保育所は社会福祉省と所管が異なっていたが、1980年代半ばに保育所および家庭保育も教育省の所管となり、就学前の子どもを対象とするすべてのサービスが教育省の管轄となったことが、ニュージーランドの第一の特徴である。日本同様、保育所と幼稚園の所管がそれぞれ異なっていた状況から、一元化した事例として、参考になる点は多い。

日本では、幼保一元化が、所管が別々のまま、幼稚園が預かり保育をするなど、サービスの内容が画一化されていくという方向に進みつつあるような印象を受ける。これに対して、ニュージーランドの幼保一元化とは、所管を一つにして事務手続きを合理化することを主眼としていることを主眼としていることを表現のニーズに合わせて保育時間を延長することではなく、子どもに質のよいることに重点が置かれていることに重点が置かれていることに重点が開かれていることに重点が対力である。保育所の数が増えていることに表対である。保育所の数が増えていることではなく、また親たちが学習する場ともなっているプレイセンターや、マオリの文化にもとづくコハンガレオなど、サービス

の多様性を維持することにも力を入れて いる。

## 擬似バウチャー制度

教育省への一元化により、各幼児教育サービスへの補助金の配分方法として、擬似バウチャー制度が導入された。これは子ども1人あたり1時間のレート(年齢別に2段階)を定め、子どもが利用した時間数に応じて、各施設に対して補助金を支給する仕組みである。 高い基準を満たす施設に対しては、さらに高いレートが適用されることになり、補助金によってサービスの質の向上も狙っている。

従来保育所への補助金は幼稚園と比べて低く抑えられていたが、幼稚園レベルの補助金がついたことで保育所が急増した。また営利企業が経営する保育所も擬似バウチャー制度の対象となったことで、営利企業立の保育所も急増した。

所得の低い家庭には、これとは別に補助を出しているが、基本的にどのようなサービスを選択しても、受けられる補助が同じであるという公平なシステムは、日本にとっても参考になるだろう。

## 共通のカリキュラム・保育者資格

保育所、幼稚園、プレイセンター等、免許を必要とするサービスについては、教育内容に関する共通のカリキュラムが 1996年に定められた。また、保育者についても、幼稚園と保育所とを分けずに、共通の幼児教育教員免許の取得を義務づけることとなった。(ただし、プレイセンターやコハンガレオの保育者については、現段階ではこれとは別の扱いとなっている。)

日本では、幼稚園と保育所で、それぞれ 別のカリキュラムと保育者資格の制度が 採られているのに対して、異なる種類のサービスに対応できる共通のカリキュラムや保育者資格を作ったニュージーランドの事例は参考になるだろう。

幼児教育サービスの質向上への関心

就学前サービスの増加に伴う保育者の 不足から、保育者の資格については暫定的 な資格制度(ポイントシステム)のもとに運 用されていたが、保育者に求められる資格 や経験のレベルが徐々に引き上げられて いる。また、画一的に教育内容を規定する のではなく、各施設が自発的に質向上への 取り組みを行うことを支援するための手 引書を発行したり、質の高い施設には高い 補助金レートを適用するなどのインセン ティブを与えるかたちで、質の向上を促し ている。また、幼児教育の質の向上につい ては、単に子どもだけに注目するのではな く、親や保育者などの大人同士のコミュニ ケーションや協働の重要性をも意識して いる。

#### 親の学習支援

プレイセンターでは、親たちが幼児教育について学習するコースが設けられており、教育省は50年も前から、このプレイセンターに対して補助を行ってきた。また1993年からは「最初の教師としての親」(Parents as First Teachers)という乳幼児の親を対象とした教育プログラムが提供されている。幼児教育に関する資格についても、親(Parenting)に関する学習の資格が存在するなど、親の学習を支援する仕組みが存在する。

幼児教育の質向上に当たって、質のよい 幼児教育サービスを整えるばかりでなく、 教師としての親の質向上にも注目してい る点が特徴的である。

教育全体のレベルアップという視点からの幼児教育への注目

一連の就学前教育改革の背景には、教育 全体のレベルアップを図るには、幼児期に その後も自ら学ぶ能力を身に付けること が何よりも重要である、との考えがある。 高等教育への補助を減らす一方で、幼児教 育サービスおよび家庭教育の質向上の投 資には積極的である。幼児教育だけを切り 離して議論するのではなく、教育全体の中 で議論するという視点も重要であろう。

教育省と幼児教育サービスとのコミュ ニケーション

様々な改革を進める中で目に付くのが、 教育省と幼児教育サービス提供者側との コミュニケーションである。教育改革案や 新しい幼児教育カリキュラム案などは、一 旦保育者や親に投げかけて、新しいアイディアや修正等をアンケートなどのかたち でフィードバックしてから、最終案が作ら れる。

## 多様な文化への配慮

一国の幼児教育のカリキュラムが、二つの言語で書かれており、さらにそれが単なる一方の翻訳ではなく、それぞれの文化に合わせた表現で書かれている。マオリの文化だけでなく、多様な文化への配慮が行われていることがニュージーランドの特徴となっている。保育者の資格についても、外国での学習や経験もカウントする方向で議論されるなど、国という枠組みを超えたところで幼児教育を議論しつつ、子どもが属する文化を大切にしようという配慮がある。国際化する日本の幼児教育にとっても参考になることは多い。

### <参考文献・インターネットサイト>

- Graham and Susan Butterworth 1998

  Reforming Education: The New

  Zealand Experience 1984 1996,

  Ministry of Education
- Ministry of Education 1996 Te Whariki:

  He Whariki Matauranga mo nga

  Mokopuna o Aotearoa (Early

  Childhood Curriculum)
- Ministry of Education 1998 Better

  Beginnings: Early Childhood

  Education in New Zealand
- Education Review Office 1998 Report of
  the Education Review Office for
  the year ended 30 June 1998
  (Presented to House of
  Representatives Pursuant to
  Seciton 39 of the Public Finance
  Act 1989)
- Statistics New Zealand 1998 New Zealand Official Yearbook 1998
- Ministry of Education 1999 The Quality

  Journey (He Harenga Whai

  Hua): Improving Quality in Early

  Childhood Services
- Ministry of Education 1998 Quality in

  Action (Te Mahi Whai Hua):

  Inplementing the Revised

  Statement of Desirable Objectives

  and Practices in New Zealand

  Early Childhood Services
- 松川 由紀子 2000 『ニュージーランド の保育と子育ての支え合い』渓水社 池本 美香 1997 「ニュージーランドの

就学前教育改革」さくら総研調査報 告

- 池本 美香 1999 「プレイセンター50 年の歩みと今後の可能性」日本ニュージーランド学会誌 第6巻
- 日本ニュージーランド学会 1998 『ニュージーランド入門』慶應義塾大学出版会

Early Childhood Development (ECD) <a href="https://www.ecdu.govt.nz">www.ecdu.govt.nz</a>

Ministry of Education www.education.govt.nz

New Zealand Qualification Authority www.nzqa.govt.nz

表1 スタッフと子どもの数の基準

```
. 全日保育
2歳未満
               子ども1~5人に対し、スタッフ1人以上
                   6 ~ 10
                                      3
                   11 ~ 15
                   16~20
                                      4
                   21 ~ 25
                                      5
2歳以上
               子ども1~6人に対し、スタッフ1人以上
                   7 ~ 20
                                      2
                   21 ~ 30
                                      3
                   31 ~ 40
                                      4
                   41 \sim 50
異年齢混合の場合 2歳未満1~5人に対し、スタッフ1人以上
                   6 ~ 10
                                      2
                                      3
                   11 ~ 15
                   16 \sim 20
                                      4
                   21 ~ 25
             2歳以上1~6人に対し、スタッフ1人以上
                   7 ~ 20
                                      2
                   21 \sim 30
                                      3
                   31 ~ 40
                                      4
                                      5
                   41 ~ 49
 . 半日保育
2歳未満
               子ども1~5人に対し、スタッフ1人以上
                   6 ~ 10
                                      2
                                      3
                   11 ~ 15
                   16 \sim 20
                                      4
                   21 ~ 25
               子ども1~8人に対し、スタッフ1人以上
2歳以上
                   9 ~ 30
                                      2
                                      3
                   31 \sim 45
                   46 ~ 50
                                      4
異年齢混合の場合 2歳未満1~5人に対し、スタッフ1人以上
                   6 ~ 10
                   11 ~ 15
                                      3
                   16~20
                                      4
                                      5
                   21 \sim 25
             2歳以上1~8人に対し、スタッフ1人以上
                   9 ~ 30
                                      2
                   31 ~ 45
                                      3
                   46 ~ 49
(資料) Education (Early Childhood Centres) Regulations 1990
```

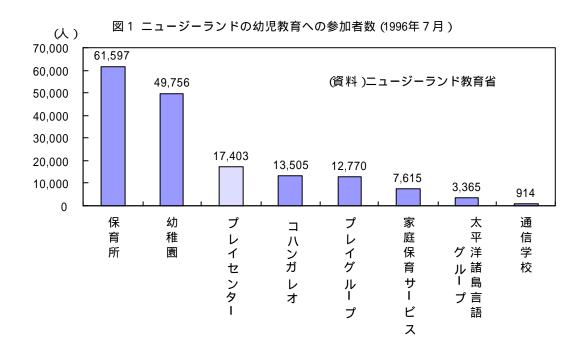
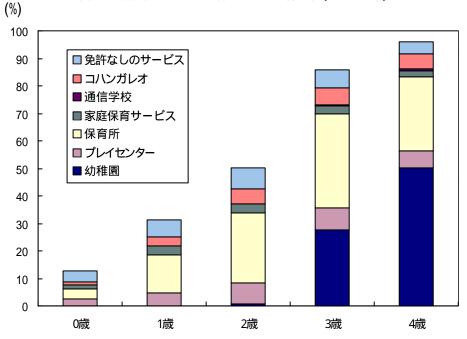


図2 年齢別にみた幼児教育サービスの利用率 (1997年7月)



資料 New Zealand Yearbook 1998